

令和5年第11回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和5年11月29日（水） 午後 2時00分 開会 午後 2時35分 閉会			
開催場所	瑞浪市役所 4階 全員協議会室			
議長	大山 理晴 会長			
出席委員 （20名）	委員	遠 山 英 俊	水 野 安 喜	
		小 栗 智 幸	安 田 清 和	
		渡 邊 美 孝	大 山 理 晴	
		鈴 木 録 郎	奥 村 正 子	
		足 立 正 之	土 屋 敏 子	
		加 納 富 雄	安 藤 良 一	
		成 瀬 良 美		
	農地利 用最適 化推進 委員	岩 嶋 貞 夫	伊 藤 道 子	
		勝 股 重 雄	小 倉 清 弘	
		三 輪 徳 夫	渡 邊 俊 美	
小 川 伸 二				
欠席委員 （3名）		勝 股 増 夫	有 我 俊 春	
		板 橋 仁 晃		
事務局	局長	工 藤 嘉 高		
	局長補佐	森 本 英 樹		
	主査	日比野 有 真		
	主事	堀 千 佳		
	農林課主事	青 柳 慧一郎		
付議事項				
議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について				
議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について				
議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について				
議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について				
付議の内容については別添のとおり				

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和5年第11回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員13名、推進委員7名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、渡邊 美孝委員と岩嶋 貞夫委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

遠山 英俊委員、説明をお願いします。

遠山委員

農地法第3条の規定による許可申請につきましては2件であります。

内容といたしましては、畑が2筆で、面積135㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の2ページから4ページになります。

3条-25

(議案書の内容を説明)

譲受人が高齢で後継者もないため、譲受人が農地を譲り受け、農業の拡大を図るものです。

次に4ページをご覧ください。

3条-26

(議案書の内容を説明)

袋地で管理が困難なため、譲受人が購入をし、農業の拡大を図るものです。

以上、議第1号に係るご説明とさせていただきます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
では、これより議第1号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします
議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

遠山 英俊委員、議第2号の説明をお願いします。

遠山委員 農地法第4条の規定による許可申請につきましては2件であります。
内容といたしましては、田が8筆で、面積1,172.41㎡であります。
詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査 それでは、議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案集の5ページから7ページをお願いします。

4条－9

(議案書の内容を説明)

申請地周辺の状況は、道路、宅地に囲まれている第3種農地で、隣地への影響はないため、転用に対し問題ないものと考えます。

次に8ページ、9ページをご覧ください。

4条－10

(議案書の内容を説明)

申請地周辺の状況は、道路、山林、農地に囲まれている第2種農地で、隣地への影響はないため、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第2号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議 長 ありがとうございます。
- では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委 員 (質問・意見無し)
- 議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします
- 議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
- 委 員 (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり承認が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定します。
- 次に議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
- 遠山 英俊委員、説明をお願いします。
- 遠山委員 農地法第5条の規定による許可申請につきましては9件であります。
- 内容といたしましては、田が6筆、畑が8筆で、合計面積6, 143. 47mであります。
- 詳細については、事務局より説明を求めます。
- 日比野主査 それでは、議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。
- 議案集の10ページから28ページをご覧ください。
- まずは、13ページ、14ページをご覧ください。
- 5条—59
- (議案書の内容を説明)
- 申請地は、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、周辺の状況は、宅地、公衆用道路に囲まれています、隣地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。
- 次に、15ページ、16ページをご覧ください。
- 5条—60
- (議案書の内容を説明)
- 申請地は、都市計画で第1種住居地域及び準工業地域に指定されている第3種農地で、周辺の状況は、農地、公衆用道路に囲まれています、周辺農地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、１７ページ、１８ページをご覧ください。

５条―６１

（議案書の内容を説明）

申請地は、都市計画で第１種低層住居専用地域に指定されている第３種農地で、周辺の状況は、宅地、公衆用道路に囲まれています。隣地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、１９ページ、２０ページをご覧ください。

５条―６２

（議案書の内容を説明）

申請地は、都市計画で第１種住居地域に指定されている第３種農地で、周辺の状況は、宅地、農地、公衆用道路に囲まれています。周辺農地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、１５ページ、２１ページをご覧ください。

５条―６３

（議案書の内容を説明）

申請地は、都市計画で準工業地域に指定されている第３種農地で、周辺の状況は、農地と公衆用道路に囲まれています。周辺農地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、２２ページから２４ページをご覧ください。

５条―６４

（議案書の内容を説明）

申請地周辺の状況は、河川、農地に囲まれています。周辺農地への影響はないように対策が講じられるため、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、２２ページ、２５ページをご覧ください。

５条―６５

（議案書の内容を説明）

申請地周辺の状況は、農地に囲まれた第２種農地で、周辺農地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、２２ページ、２６ページをご覧ください。

５条―６６

（議案書の内容を説明）

申請地周辺の状況は、農地に囲まれた第２種農地で、周辺農地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、２７ページ、２８ページをご覧ください。

５条―６７

（議案書の内容を説明）

申請地は、都市計画で第１種住居地域に指定されている第３種農地で、周辺の状況は、宅地と公衆用道路に囲まれており、隣地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第３号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします

議 長 ありがとうございます。では、これより議第３号について質疑に入ります。

ご質疑、ご意見はありませんか。

足立委員 ６４から６６の太陽光発電施設は、一体での開発となるのか。
また、どのような経過で、このようになったのか。

森本 岐阜県、市都市計画課に確認をしましたが、それぞれの事業者が、別
局長補佐 であるため、個別案件としての対応となります。

また、このように同じ区域に同時期に太陽光発電施設の建設をする申請がある背景としまして、太陽光発電施設のコーディネートをする業者があり、スケールメリットを生かす形で営業をしているもので、このような形での申請がされたものと推察しております。

議 長 ほかにご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 （質問・意見なし）

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 （全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議第３号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

次に、議第４号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

- 青柳主事 それでは、議第４号「基盤強化法第１８条の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明申し上げます。
- ２９ページをご覧ください。
- 日吉機械化営農組合が、３筆の利用集積を行うもので、場所は３０ページをご参照ください。
- 周辺に目印となる建造物はありませんが、北東に向かう坂(枝分かれ右上を上っていくと ITS ファームがあります)
- 以上、議第４号に係るご説明とさせていただきます。
- ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。では、これより議第４号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委 員 (質問・意見無し)
- 議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
- 議第４号「基盤強化法第１８条の規定による農用地利用集積計画について」、申請のとおり取消すことに異議のない委員は、挙手をお願いします。
- 委 員 (全員挙手)
- 議 長 全員異議がないとのことですので、議第４号は、計画のとおり承認いたします。
- 以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名、押印する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員